

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月26日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 鈴木 正 治

掛川市監査委員 様

掛川市長
(農林課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）（案）

平成26年11月14日付け掛監第112号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川市農業振興会に対する監査における指摘事項等の措置状況について、次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討 等の年月日
(1) 補助目的に合致しない事業費については、補助対象から除外すること。	(1) 補助目的に合致しない事業費は、補助対象から除外します。 平成23年度までの事業は、決算書により、平成24、25年度事業は、領収書等により確認しました。その結果、25年度分において、食事代、代行料、タクシー代に対する補助額20,255円の返還を指示しました。	26.10.16 26.11.21
(2) 補助要綱を改正し、補助対象を事業費用のみとすること。	(2) 補助要綱を改正し、補助対象を事業費用のみとします。	26.12.1
(3) 本部の翌年度繰越金を差し引き、補助額を最低必要額とすること。	(3) 平成26年度より、繰越金を運営上必要最少額にとどめ、補助額は最低必要額とします。	26.10.16
(4) 事業計画書を提出させ、計画的な予算執行に努めること。なお、使い切れない予算は交付しないこと。	(4) 平成26年度より、事業計画書により計画的な予算執行に努め、計画以外の予算は交付しません。	26.10.16
(5) 視察研修は、領収書の明細を提出させるとともに、補助要綱に旅費等の基準を市の基準を参考に定めること。	(5) 平成26年度より、領収書の明細を提出させます。また補助要綱等を改正し、旅費等の基準を定めます。	26.10.16
(6) 「ファーマーズフェスティバル」は、事業目的のメニューを増やし、事業目的に沿った内容とすること。	(6) 会長が理事会にて事業改善を説明しました。組織以外の団体との交流による地元農産物の消費拡大、販路拡大等の目的を増やした事業内容の検討を行っています。	26.10.16

平成27年 1月30日

掛川市監査委員 様

掛 川 市 長
(商工観光課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）（案）

平成26年11月14日付け掛監第112号で依頼のあった当市の財政援助団体である遠州横須賀倶楽部に対する監査における指摘事項等の措置状況について、次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
(1) 企業協賛金の増額分は、自主財源を減らすのではなく、市の補助金を減額するよう検討する。	(1) 平成26年度以降、企業協賛金の増額等があった場合は、自主財源だけではなく、市の補助金も減額対象とします。	26. 11. 18
(2) 補助対象は4月～3月に支出したものとすること。	(2) 対象年度外の支出は補助対象から除外します。	26. 11. 18
(3) 過年度分の支出は、補助対象外とすること。	(3) 過年度分の支出は補助対象外とします。	26. 11. 18
(4) 補助金の執行については、自治会の協力、出品希望者の公募など経費削減に努めること。	(4) 案内等の地域内連絡について、現在の郵送から自治会を通しての配達・回覧等の検討を依頼しました。 また、経費（旅費等）削減のための出品希望者の公募については、本文化展が当初より横須賀の町並みに合った作品の作家に依頼し始まり、現在その作家とお客様との交流や繋がりで成り立っていることや、これ以上会場（民家）を増やすことが困難な現状から、公募は難しいと考えますので、他の方法による経費削減を検討します。	26. 10. 16
(5) 交付要綱を改正し、補助の対象経費を明確にすること。	(5) 補助要綱の改正及び、対象経費を詳細に表す内規を定めます。	27. 1月末

平成27年 1月30日

掛川市監査委員 様

掛 川 市 長
(お茶振興課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）（案）

平成26年11月14日付け掛監第112号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川市農業協同組合に対する監査における指摘事項等の措置状況について、次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
(1) 農協の経常経費に係る支出は、全額ではなく、事業目的である茶品評会出品対策事業に要した経費分を、利用割合や按分等により積算し、その金額を補助対象とすること。	(1) 平成26年度から指摘事項のとおり、補助対象事業費を按分等により積算するとともに、農協の経常経費に係る支出は対象経費としない旨を指導しました。	26. 10. 24
(2) 事業対象は、4月～3月までの支出を対象とすること。対象年度外支出は、補助対象外とすること。	(2) 平成26年度から事業対象年度が掛川市農業協同組合の会計年度(3月から2月)と相違する旨を説明し、対象年度外の支出は補助対象から除外するよう指導しました。	26. 10. 24
(3) 茶品評会以外の経費は事業費から除外すること。併せて、事業目的とはなり得ない経費は補助対象としないこと。	(3) 平成26年度から補助対象事業費を支出・利用割合や按分により積算し、対象外経費は事業費から除外するよう指導しました。	26. 10. 24
(4) 交付要綱を改正し、補助対象経費を明確にすること。	(4) 内規を定め、補助対象経費を明確にします。	27. 1月末
(5) 交付要綱上の実績報告の提出期限を3月末日にすること。	(5) 補助要綱を改正し、提出期限を3月末日とします。	27. 1月末

平成27年 1月30日

掛川市監査委員 様

掛 川 市 長
(商工観光課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）（案）

平成26年11月14日付け掛監第112号で依頼のあった当市の財政援助団体である大東町商工会に対する監査における指摘事項等の措置状況について、次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
(1) 事業費の減額分は、自主財源を減らすのではなく、市の補助金を減額すること。	(1) 平成26年度より、事業費の減額があった場合は、自主財源だけでなく、市の補助金も減額対象とします。	26. 11. 28
(2) 交付要綱を改正し、補助の対象経費を明確にすること。	(2) 平成26年4月に交付要綱を改正しました。 また、対象経費を詳細に表す内規を定めます。	26. 4. 1 27. 1月末